

○ 内閣府、総務省、法務省、令第一号
外務省、財務省、文部科学省、
厚生労働省、農林水産省、経済産業省、
国土交通省、環境省、防衛省

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第二百七十七号）第二十六条第一項、第二十七条第一項及び第三十二条第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和八年二月十二日

内閣総理大臣 高市 早苗

総務大臣 林 芳正

法務大臣 平口 洋

外務大臣 茂木 敏充

財務大臣 片山さつき

文部科学大臣 松本 洋平

厚生労働大臣 上野賢一郎

農林水産大臣 鈴木憲和

経済産業大臣 赤澤亮正

国土交通大臣 金子恭之

環境大臣 石原宏高

防衛大臣 小泉進次郎

温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令の一部を改正する命令

内閣府、総務省、法務省、文部科学省、
外務省、財務省、農林水産省、経済産業省
温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令（平成十八年四月二日厚生労働省、国土交通省、環境省、令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改

正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改 正 後	改 正 前
(用語)	(用語)
<p>第一条 この命令において使用する用語は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）及び地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（以下「令」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一（四）（略）</p>	<p>第一条 この命令において使用する用語は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）及び地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（以下「令」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一（四）（略）</p>

五 「国内認証排出削減量」とは、国内における他の者の温室効果ガスの排出の量の削減等に寄与する各種の取組並びに自らの温室効果

ガスの吸収作用の保全及び強化に係る取組により削減等がされた二酸化炭素の量として、環境大臣及び経済産業大臣が定めるものをいう。

ガスの吸収作用の保全及び強化に係る取組により削減等がされた二酸化炭素の量として、環境大臣及び経済産業大臣が定めるものをいう。

ガスの吸収作用の保全及び強化に係る取組により削減等がされた二酸化炭素の量として、環境大臣及び経済産業大臣が定めるものをいう。

ガスの吸収作用の保全及び強化に係る取組により削減等がされた二酸化炭素の量として、環境大臣及び経済産業大臣が定めるものをいう。

ガスの吸収作用の保全及び強化に係る取組により削減等がされた二酸化炭素の量として、環境大臣及び経済産業大臣が定めるものをいう。

ガスの吸収作用の保全及び強化に係る取組により削減等がされた二酸化炭素の量として、環境大臣及び経済産業大臣が定めるものをいう。

六・七 (略)

八 「森林等炭素蓄積変化量」とは、国内における森林の整備及び保全並びに森林以外の土地の森林への用途の変更又は森林以外の土地への用途の変更並びに建築物その他の工作物又は家具その他の物品における木材の

六・七 (略) (新設)

五 「国内認証排出削減量」とは、国内における他の者の温室効果ガスの排出の量の削減等に寄与する各種の取組により削減等がされた二酸化炭素の量として、環境大臣及び経済産業大臣が定めるものをいう。

ガスの吸収作用の保全及び強化に係る取組により削減等がされた二酸化炭素の量として、環境大臣及び経済産業大臣が定めるものをいう。

ガスの吸収作用の保全及び強化に係る取組により削減等がされた二酸化炭素の量として、環境大臣及び経済産業大臣が定めるものをいう。

ガスの吸収作用の保全及び強化に係る取組により削減等がされた二酸化炭素の量として、環境大臣及び絏済産業大臣が定めるものをいう。

ガスの吸収作用の保全及び強化に係る取組により削減等がされた二酸化炭素の量として、環境大臣及び絏済産業大臣が定めるものをいう。

使用、廃棄又は滅失に伴い変化した炭素蓄積の量に相当する二酸化炭素の量として、環境大臣、経済産業大臣及び農林水産大臣が定めるものをいう。

九 (略)

(報告の方法等)

第四条 (略)

2 特定事業所排出者が行う法第二十六条第一項

八 (略)

(報告の方法等)

第四条 (略)

2 特定事業所排出者が行う法第二十六条第一項

の規定による報告に係る同項の規定による報告に係る同項の主務省令で定める事項（特定事業所に係る同項の規定による報告に係る同項の主務省令で定める事項を除く）。

（）は、次の各号に掲げる事項（第二号に掲げる

の規定による報告に係る同項の規定による報告に係る同項の主務省令で定める事項（特定事業所に係る同項の規定による報告に係る同項の主務省令で定める事項を除く）。

（）は、次の各号に掲げる事項（第二号に掲げる

事項については当該特定事業所排出者が令第五条第十号から第十六号までに掲げる者のいづれかである場合に限り、第四号に掲げる事項については当該特定事業所排出者が同条第一号に掲げる者である場合に限り、第五号から第十一号までに掲げる事項についてはそれぞれ当該特定事業所排出者が同条第十号から第十六号までに掲げる者である場合に限り、第十三号に掲げる事項については当該特定事業所排出者が国内認証排出削減量又は非化石電源二酸化炭素削減相当量を用いて特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令（平成十八年経済産業省・環境省令第三号。以下「算定

事項については当該特定事業所排出者が令第五条第十号から第十六号までに掲げる者のいづれかである場合に限り、第四号に掲げる事項については当該特定事業所排出者が同条第一号に掲げる者である場合に限り、第五号から第十一号までに掲げる事項についてはそれぞれ当該特定事業所排出者が同条第十号から第十六号までに掲げる者である場合に限り、第十三号に掲げる事項については当該特定事業所排出者が国内認証排出削減量又は非化石電源二酸化炭素削減相当量を用いて特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令（平成十八年経済産業省・環境省令第三号。以下「算定

省令」という。) 第二条第一項第三号又は第四号に規定する量を算定した場合及び国内認証排出削減量、海外認証排出削減量又は非化石電源二酸化炭素削減相当量を用いて調整後温室効果ガス排出量を算定した場合に限り、第十四号に掲げる事項については当該特定事業所排出者が令第七条第三項に規定する場合において算定省令第十条第一項に規定する方法により二酸化炭素の量を控除した場合に限り、第十五号に掲げる事項については当該特定事業所排出者が森林等炭素蓄積変化量を用いて調整後温室効果ガス排出量を算定した場合に限る。) とする。

一〇十四 (略)

省令」という。) 第二条第一項第三号又は第四号に規定する量を算定した場合及び国内認証排出削減量、海外認証排出削減量又は非化石電源二酸化炭素削減相当量を用いて調整後温室効果ガス排出量を算定した場合に限り、第十四号に掲げる事項については当該特定事業所排出者が令第七条第三項に規定する場合において算定省令第十条第一項に規定する方法により二酸化炭素の量を控除した場合に限り、第十五号に掲げる事項については当該特定事業所排出者が森林等炭素蓄積変化量を用いて調整後温室効果ガス排出量を算定した場合に限る。) とする。

一〇十四 (略)

十五 直近の算定排出量算定期間における森林

(新設)

等炭素蓄積変化量の種別ごとの合計量

3～10

(略)

第四条の二 (略)

2 特定事業所排出者が国内認証排出削減量、海外認証排出削減量又は非化石電源二酸化炭素削減相当量を用いて調整後温室効果ガス排出量を算定した場合における前条第二項第十二号及び第十三号に掲げる事項の報告は、国内認証排出削減量及び海外認証排出削減量の種別、数量及び識別番号、算定排出量算定期間において事業活動に伴い使用された他人から供給された電気

十五 直近の算定排出量算定期間における森林

(新設)

3～10

(略)

第四条の二 (略)

2 特定事業所排出者が国内認証排出削減量、海外認証排出削減量又は非化石電源二酸化炭素削減相当量を用いて調整後温室効果ガス排出量を算定した場合における前条第二項第十二号及び第十三号に掲げる事項の報告は、国内認証排出削減量及び海外認証排出削減量の種別、数量及び識別番号、算定排出量算定期間において事業活動に伴い使用された他人から供給された電気

の量に第二十条の二第一項に規定する調整後排出係数のうち当該電気を供給する電気事業者のものを乗じて得られる量、算定排出量算定期間ににおいて事業活動に伴い使用された他人から供給された算定省令第二条第六項第一号及び第二号に掲げる熱の量に当該各号に定める係数を乗じて得られる量及び算定排出量算定期間ににおいて事業活動に伴い使用された他人から供給された同項第三号に掲げる熱の量に第二十条の二第三項に規定する調整後排出係数のうち当該熱を供給する熱供給事業者（熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）第二条第三項に規定する熱供給事業者をいう。第二十条の二第三項に

の量に第二十条の二第一項に規定する調整後排出係数のうち当該電気を供給する電気事業者のものを乗じて得られる量、算定排出量算定期間ににおいて事業活動に伴い使用された他人から供給された算定省令第二条第六項第一号に掲げる熱の量に同号に定める係数を乗じて得られる量及び算定排出量算定期間ににおいて事業活動に伴い使用された他人から供給された同項第二号に掲げる熱の量に第二十条の二第三項に規定する調整後排出係数のうち当該熱を供給する熱供給事業者（熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）第二条第三項に規定する熱供給事業者をいう。第二十条の二第三項において同じ。）

おいて同じ。) のものを乗じて得られる量を合算して得られる量、非化石証書の種別、非化石証書に係る電力の量、算定排出量算定期間において事業活動に伴い使用された他人から供給された電気の量のうち電気事業者又は登録特定送配電事業者が行う小売供給の用に供する電気として供給されたものの量に同条第一項に規定する調整後排出係数のうち当該電気を供給する電気事業者又は登録特定送配電事業者のものを乗じて得られる量その他調整後温室効果ガス排出量の算定に必要な情報についての事業所管大臣に対する説明と併せて行うものとする。

3|| 特定事業所排出者が森林等炭素蓄積変化量を

のものを乗じて得られる量を合算して得られる量、非化石証書の種別、非化石証書に係る電力の量、算定排出量算定期間において事業活動に伴い使用された他人から供給された電気の量のうち電気事業者又は登録特定送配電事業者が行う小売供給の用に供する電気として供給されたものの量に同条第一項に規定する調整後排出係数のうち当該電気を供給する電気事業者又は登録特定送配電事業者のものを乗じて得られる量その他調整後温室効果ガス排出量の算定に必要な情報についての事業所管大臣に対する説明と併せて行うものとする。

(新設)

用いて調整後温室効果ガス排出量を算定した場合における前条第二項第十二号及び第十五号に掲げる事項の報告は、森林等炭素蓄積変化量の算定に係る森林又は木材の代表的な樹種、森林の蓄積その他調整後温室効果ガス排出量の算定に必要な情報についての事業所管大臣に対する説明と併せて行うものとする。

4|
（略）

5| 事業所管大臣は、前各項の説明を受けたときは、その内容を環境大臣及び経済産業大臣に通知するものとする。

6| 二以上の事業を行う特定事業所排出者が行う

第一項から第四項までの規定による説明は、当

3|
（略）

4| 事業所管大臣は、前三項の説明を受けたときは、その内容を環境大臣及び経済産業大臣に通知するものとする。

5| 二以上の事業を行う特定事業所排出者が行う

第一項から第三項までの規定による説明は、当

該特定事業所排出者に係る事業を所管する大臣
に対して行わなければならぬ。

該特定事業所排出者に係る事業を所管する大臣
に対して行わなければならぬ。

第五条 次に掲げる算定方法又は係数を用いて温
室効果ガス算定排出量を算定した特定事業所排
出者が行う法第二十六条第一項の規定による報
告は、当該算定方法又は係数についての事業所
管大臣に対する説明と併せて行うものとする。

一・二 (略)

三 算定省令第二条第三項、第五項及び第六項
第三号に定める係数

2・3 (略)

第五条 次に掲げる算定方法又は係数を用いて温
室効果ガス算定排出量を算定した特定事業所排
出者が行う法第二十六条第一項の規定による報
告は、当該算定方法又は係数についての事業所
管大臣に対する説明と併せて行うものとする。

一・二 (略)

三 算定省令第二条第三項、第五項及び第六項
第二号に定める係数

2・3 (略)

(権利利益の保護に係る請求の方法)

第六条 特定事業所排出者が行う法第二十七条第一項の請求は、毎年度七月末日までに、第四条第一項に規定する報告書と併せて、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を提出して行わなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに提出して行うことが困難であるときは、環境大臣及び経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出して行わなければならない。

一 (略)

二 公にされることにより、当該特定事業所排出者の権利利益が害されるおそれがあると思

(権利利益の保護に係る請求の方法)

第六条 特定事業所排出者が行う法第二十七条第一項の請求は、毎年度七月末日までに、第四条第一項に規定する報告書と併せて、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を提出して行わなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに提出して行うことが困難であるときは、環境大臣及び経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出して行わなければならない。

一 (略)

二 公にされることにより、当該特定事業所排出者の権利利益が害されるおそれがあると思

料する第四条第二項第四号から第十一号まで及び同条第三項第三号から第十号までに規定する温室効果ガスの名称及び温室効果ガス算定排出量（同条第二項第八号及び第九号並びに同条第三項第七号及び第八号に規定する温室効果ガスにあつては、温室効果ガス算定排出量若しくは同条第二項第十三号から第十五号までのいづれかに掲げる事項

三 (略)

2・3 (略)

(エネルギーの使用の合理化及び非化石エネル

料する第四条第二項第四号から第十一号まで及び同条第三項第三号から第十号までに規定する温室効果ガスの名称及び温室効果ガス算定排出量（同条第二項第八号及び第九号並びに同条第三項第七号及び第八号に規定する温室効果ガスにあつては、温室効果ガス算定排出量若しくは同条第二項第十三号若しくは第十四号に掲げる事項

三 (略)

2・3 (略)

(エネルギーの使用の合理化及び非化石エネル

ギーへの転換等に関する法律との関係)

第十二条 (略)

2 法第三十四条第一項の規定によりエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第十六条第一項（同法第五十二条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、同法第二十八条第一項（同法第五十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は同法第四十条第一項（同法第五十二条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告のうち二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分（同法第三十一条

ギーへの転換等に関する法律との関係)

第十二条 (略)

2 法第三十四条第一項の規定によりエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第十六条第一項（同法第五十二条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、同法第二十八条第一項（同法第五十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は同法第四十条第一項（同法第五十二条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告のうち二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分（同法第三十一条

第二項に規定する認定管理統括事業者（次項において単に「認定管理統括事業者」という。）にあつては、当該者に係る部分に限る。）がエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十六条第一項の規定による報告とみなされる場合におけるこの章の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四条	(略)
事業所	(略)
エネルギーの使用の合	(略)

第二項に規定する認定管理統括事業者（次項において単に「認定管理統括事業者」という。）にあつては、当該者に係る部分に限る。）がエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十六条第一項の規定による報告とみなされる場合におけるこの章の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四条	(略)
事業所	(略)
エネルギーの使用の合	(略)

六項、 の二第 四条	二項 及び第 一項 第五条 並びに 項まで ら第五 二項か の二第
る大臣 所管す 事業を	管大臣 理化及び非化石エネル ギーへの転換等に関する法律第十六条第一項又は第二十八条第一項又は第四十条第一項に規定する主務大臣
ギーへの転換等に関する大臣 所管す エネルギーの使用の合理化及び非化石エネル	理化及び非化石エネル ギーへの転換等に関する法律第十六条第一項又は第二十八条第一項又は第四十条第一項に規定する主務大臣

五項、 の二第 四条	二項 及び第 一項 第五条 並びに 項まで ら第四 二項か の二第
る大臣 所管す 事業を	管大臣 理化及び非化石エネル ギーへの転換等に関する法律第十六条第一項又は第二十八条第一項又は第四十条第一項に規定する主務大臣
ギーへの転換等に関する大臣 所管す エネルギーの使用の合理化及び非化石エネル	理化及び非化石エネル ギーへの転換等に関する法律第十六条第一項又は第二十八条第一項又は第四十条第一項に規定する主務大臣

第五条

る法律第十六条第一項

第三項

、第二十八条第一項又

及び第六条第一項

は第四十条第一項に規定する主務大臣

二項

定する主務大臣

二項

定する主務大臣

第五条

る法律第十六条第一項

第三項

、第二十八条第一項又

及び第六条第一項

は第四十条第一項に規定する主務大臣

3 法第三十四条第一項の規定によりエネルギー

の使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換

等に関する法律第八十四条第三項、第八十五条

第三項又は第八十六条第三項の規定による報告

のうち二酸化炭素の排出量に係る事項に関する

部分（認定管理統括事業者にあつては、当該者

に係る部分に限る。）がエネルギーの使用に伴

3 法第三十四条第一項の規定によりエネルギー

の使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換

等に関する法律第八十四条第三項、第八十五条

第三項又は第八十六条第三項の規定による報告

のうち二酸化炭素の排出量に係る事項に関する

部分（認定管理統括事業者にあつては、当該者

に係る部分に限る。）がエネルギーの使用に伴

つて発生する二酸化炭素の排出量についての法
 第二十六条第一項の規定による報告とみなされ
 る場合におけるこの章の規定の適用については
 、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲
 げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句
 に読み替えるものとする。

ら第五	の二第 二項か	第四条 事業所 管大臣	(略)
る法律第八十四条第三		エネルギーの使用の合 理化及び非化石エネル ギーへの転換等に関する	(略)

つて発生する二酸化炭素の排出量についての法
 第二十六条第一項の規定による報告とみなされ
 る場合におけるこの章の規定の適用については
 、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲
 げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句
 に読み替えるものとする。

ら第四	の二第 二項か	第四条 事業所 管大臣	(略)
る法律第八十四条第三		エネルギーの使用の合 理化及び非化石エネル ギーへの転換等に関する	(略)

及び第三項	第五条	第六項、 の二第	第四条	二項	第一項	第五条	並びに 項まで
及び第三項	第五条	第六項、 の二第	事業を 所管す る大臣			又は第八十六条第三項 に規定する主務大臣	項、第八十五条第三項
又は第八十六条第三項	第五条	第六項、 の二第	エネルギーの使用の合 理化及び非化石エネル ギーへの転換等に関する法律第八十四条第三項			又は第八十六条第三項 に規定する主務大臣	項、第八十五条第三項

及び第三項	第五条	第五項、 の二第	第四条	二項	第一項	第五条	並びに 項まで
及び第三項	第五条	第五項、 の二第	事業を 所管す る大臣			又は第八十六条第三項 に規定する主務大臣	項、第八十五条第三項
又は第八十六条第三項	第五条	第五項、 の二第	エネルギーの使用の合 理化及び非化石エネル ギーへの転換等に関する法律第八十四条第三項			又は第八十六条第三項 に規定する主務大臣	項、第八十五条第三項

六条第

に規定する主務大臣

二項

(略)

(略)

(略)

六条第

に規定する主務大臣

二項

(略)

(略)

(略)

4 法第三十四条第二項の規定によりエネルギー

の使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換

等に関する法律第四十条第一項（同法第五十二

条第三項の規定により読み替えて適用する場合

を含む。）の規定による報告のうち同法第三十

一条第二項第二号に規定する管理関係事業者（

次項において単に「管理関係事業者」という。

）であつて特定排出者であるものの二酸化炭素

4 法第三十四条第二項の規定によりエネルギー

の使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換

等に関する法律第四十条第一項（同法第五十二

条第三項の規定により読み替えて適用する場合

を含む。）の規定による報告のうち同法第三十

一条第二項第二号に規定する管理関係事業者（

次項において単に「管理関係事業者」という。

）であつて特定排出者であるものの二酸化炭素

の排出量に係る事項に関する部分が当該者のエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十六条第一項の規定による報告とみなされる場合におけるこの章の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

二项か の二第	第四条 管大臣	(略)
事業所	エネルギーの使用の合 理化及び非化石エネル ギーへの転換等に関する	(略)

の排出量に係る事項に関する部分が当該者のエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十六条第一項の規定による報告とみなされる場合におけるこの章の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

二项か の二第	第四条 管大臣	(略)
事業所	エネルギーの使用の合 理化及び非化石エネル ギーへの転換等に関する	(略)

第三項 第五条	六項、 の二第 四条	二項 及び第 一項 第五条 並びに 項まで ら第五
る大臣 所管す 事業を	エネルギーの使用の合 理化及び非化石エネル ギーへの転換等に関する法律第四十条第一項	に規定する主務大臣
に規定する主務大臣 第五条	五項、 の二第 四条	る法律第四十条第一項

第三項 第五条	五項、 の二第 四条	二項 及び第 一項 第五条 並びに 項まで ら第四
る大臣 所管す 事業を	エネルギーの使用の合 理化及び非化石エネル ギーへの転換等に関する法律第四十条第一項	に規定する主務大臣
に規定する主務大臣 第五条	五項、 の二第 四条	る法律第四十条第一項

及び第

六条第

二項

5 法第三十四条第二項の規定によりエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第八十六条第三項の規定による報告のうち管理関係事業者であつて特定排出者であるものの二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分が当該者のエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十六条第一項の規定による報告とみなされる場合におけるこの章の規定の適用については、

及び第

六条第

二項

5 法第三十四条第二項の規定によりエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第八十六条第三項の規定による報告のうち管理関係事業者であつて特定排出者であるものの二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分が当該者のエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十六条第一項の規定による報告とみなされる場合におけるこの章の規定の適用については、

次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第五条 並びに 項目まで	ら第五 二項か	の二第 第四条	(略)
	管大臣	事業所	(略)
項目に規定する主務大臣	エネルギーへの転換等に関する法律第八十六条第三項に規定する主務大臣	エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第八十六条第三項に規定する主務大臣	(略)

次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第五条 並びに 項目まで	ら第四 二項か	の二第 第四条	(略)
	管大臣	事業所	(略)
項目に規定する主務大臣	エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第八十六条第三項に規定する主務大臣	エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第八十六条第三項に規定する主務大臣	(略)

第一項	二項 及び第	第三項	第五条	六項、 の二第	第四条	二項 及び第	二項
				る大臣	事業を 所管す		
			項に規定する主務大臣	理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第八十六条第三	エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第八十六条第三		

第一項	二項 及び第	第三項	第五条	五項、 の二第	第四条	二項 及び第	二項
				る大臣	事業を 所管す		
			項に規定する主務大臣	理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第八十六条第三	エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第八十六条第三		

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

様式第一を次のように改める。

※別ファイル参照。

様式第一の二を次のように改める。

※別ファイル参照。

様式第二を次のように改める。

附 則

(施行期日)

1 この命令は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この命令による改正後の温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令（以下「新報告命令」という。）の規定は、令和九年度以降の地球温暖化対策の推進に関する法律第二十六条第一項の規定による報告、同法第二十七条第一項の規定による請求及び同法第三十二条第一項の規定による情報の提供について適用する。

3 この命令の施行の際現にあるこの命令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

4 新報告命令第一条第八号の規定（建築物その他の工作物又は家具その他の物品における木材の使用に関する部分に限る。）は、この命令の施行の日以後に取得された建築物その他の工作物又は家具その他の物品について適用する。